

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 第 1 項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）鍋島東地区における次の土地は、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成 29 年 1 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	摘要
佐賀市 鍋島町	蛸久	二本杉	564	田	田	1,951m ² のうち 660m ²	仮地番 43 - 5

注）摘要欄は非農用地区域の位置